

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和4年4月

仙台市

目次

- I. 本ガイドラインの位置づけ . . . P. 1
- II. 設計変更ガイドライン P. 3
- III. 工事一時中止ガイドライン . . . P. 10
- IV. 参考資料 P. 19

I. 本ガイドラインの位置づけ

営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を策定する。

◇構成

- ・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」

◇内容

- ・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等

◇目的

- ・発注者と受注者双方の責任の明確化，透明性の向上，円滑な事業実施
- ・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

◇注意事項

- ・本ガイドラインは、仙台市工事請負契約約款（第7号様式：H28-12版）を基に策定している。設計変更等を行う場合は、契約約款を確認すること。

Ⅱ. 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

◆工事請負契約の原則

- ・公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない(公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項を参照)。
- ・発注者及び受注者は、契約書に基づき、設計図書に従い、法令を遵守し、締結した契約を履行しなければならない(仙台市工事請負契約約款(以下、「契約書」という。)第1条を参照)。

◆営繕工事の特徴

- ・建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。
- ・工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

◆設計変更ガイドラインの策定

- ・設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、設計変更ガイドラインを策定する。なお、設計変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

2. 用語の定義

◆設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する

- ・「設計変更」とは、契約書第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- ・「契約変更」とは、契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

3. 設計変更に関する留意事項

◆受注者の留意事項

- ・受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- ・受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ・受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。
(補足)「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書より)

◆発注者の留意事項

- ・発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- ・発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ・当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- ・一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

4. 設計変更が不可能なケース

- ◆下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。ただし、契約書第26条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない。
 - ・設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
 - ・契約書第18条～第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている所定の手続きを経ていない場合。
 - ・公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督職員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)を踏まえないで施工を実施した場合。

5. 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約書第18条（条件変更等）に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- ・設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項第2号）
 - 例）工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- ・設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項第3号）
 - 例）図面の記載内容が読み取れない場合。
- ・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項第4号）
 - 例）設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合
- ・設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項第5号）
 - 例）施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

◆工事請負契約書第19条（設計図書の変更）に該当

- ・発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合

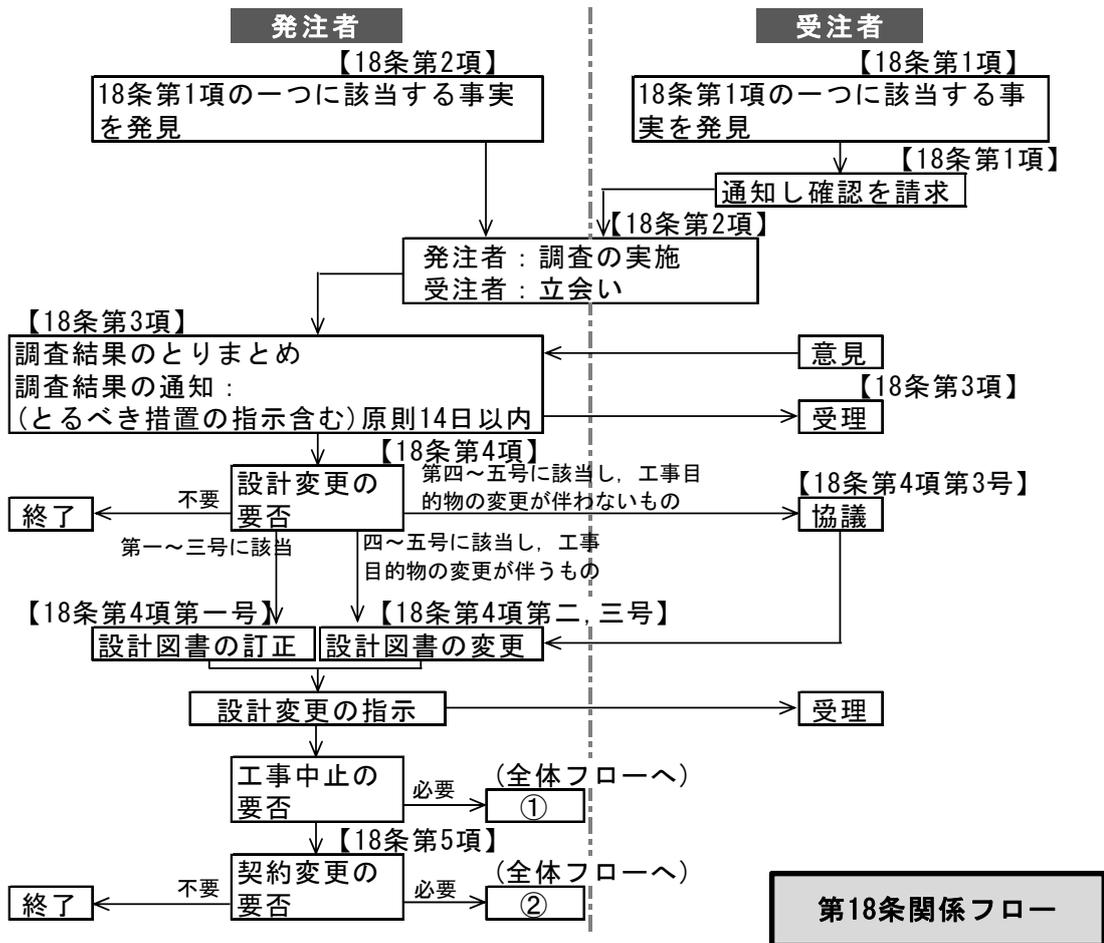
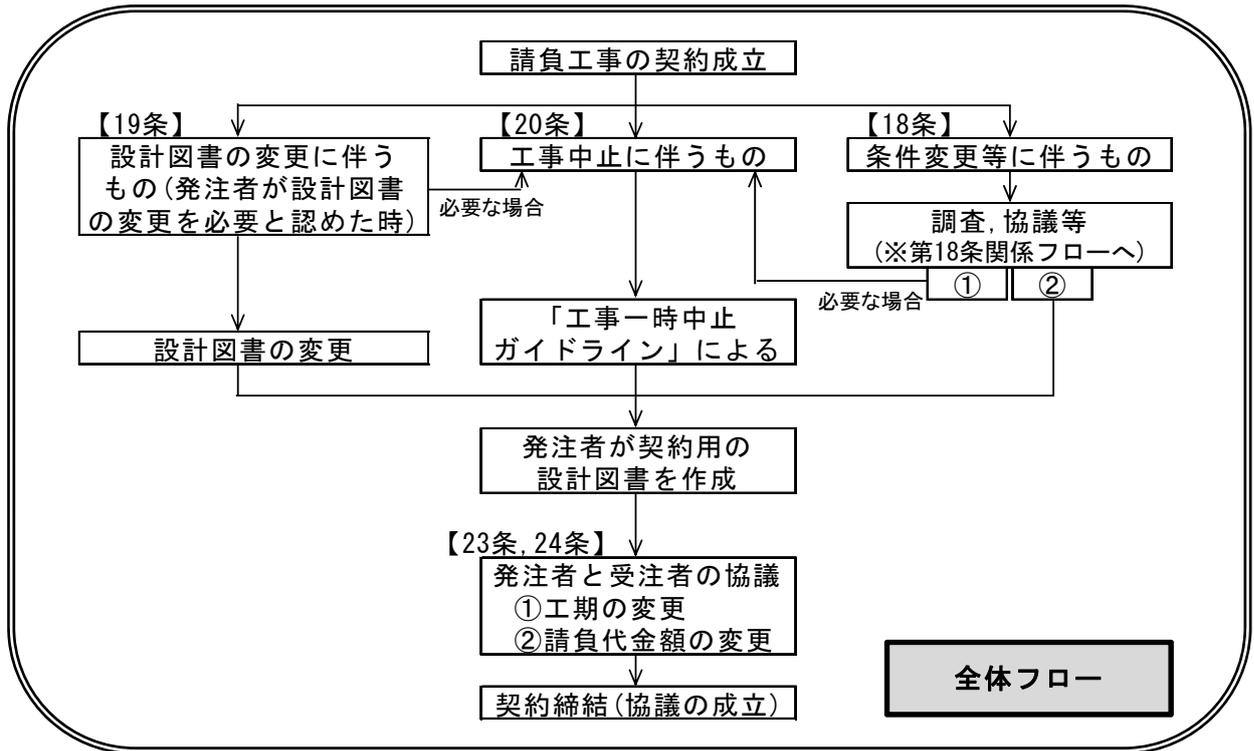
◆工事請負契約書第20条（工事の中止）に該当

- ・受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

※詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

なお、第20条にかかわらず、受注者は第21条（受注者の請求による工期の延長）にもとづく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第29条（不可抗力による損害）その他も参照する。

6. 設計変更手続きフロー



7. 関連事項

◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

・「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約書第1条第3項を参照)。これは「自主施工の原則」とも言われている。

・「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。

・「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。「指定」以外は、「任意」と言う。

【「指定」・「任意」の考え方】

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない(※1)	変更にあたって発注者の指示は必要ない(施工計画書等の修正は必要)	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

◆設計図書の訂正又は変更

契約書では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

(条件変更等) ※工事請負契約書の抜粋※

第18条

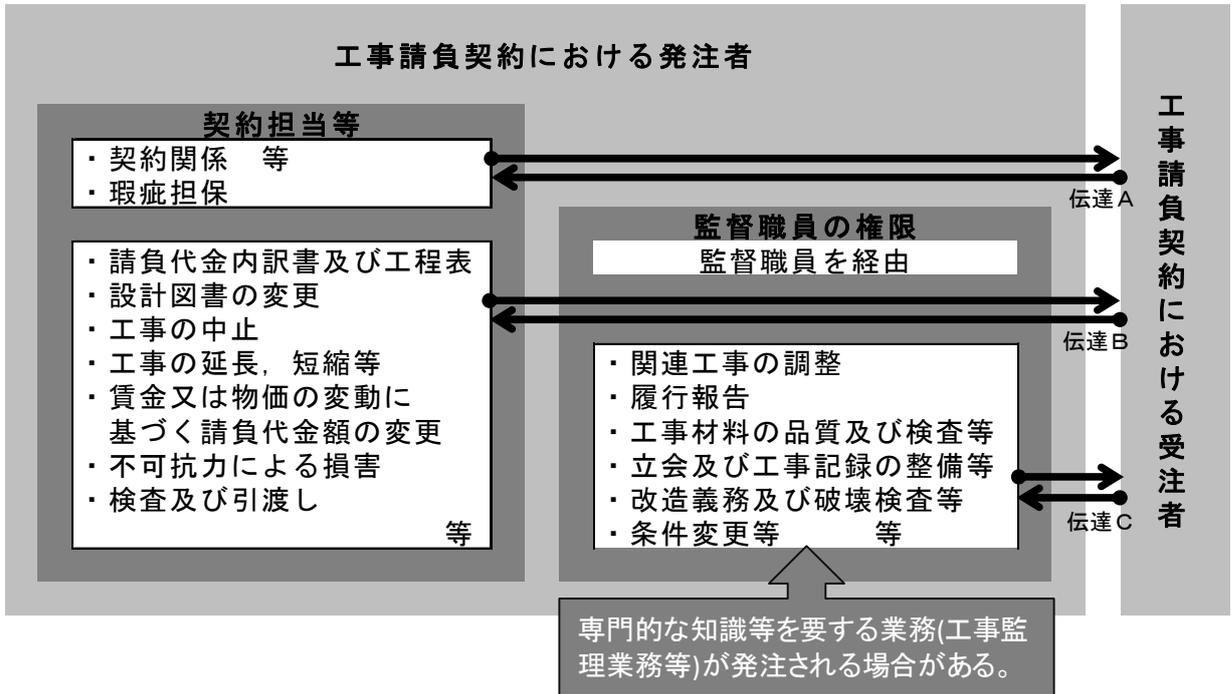
4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者
(発注者及び受注者の協議後)

※発注者と受注者それぞれの詳細な対応方法は、「6. 設計変更手続きフロー」を参照。

◆工事請負契約書における発注者と受注者の関係

契約書においては、監督職員は発注者権限の一部を行使し(伝達C)、加えて、受注者に対する発注者組織の接点としての役割が与えられている(伝達B)。



伝達A 受注者と契約担当官等が書面を直接伝達するもの等

伝達B 受注者と契約担当官等が書面を監督職員を経由して伝達するもの等
伝達C 受注者と監督職員が書面を直接伝達するもの等

※この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

Ⅲ. 工事一時中止ガイドライン

1. 工事一時中止ガイドラインの運用

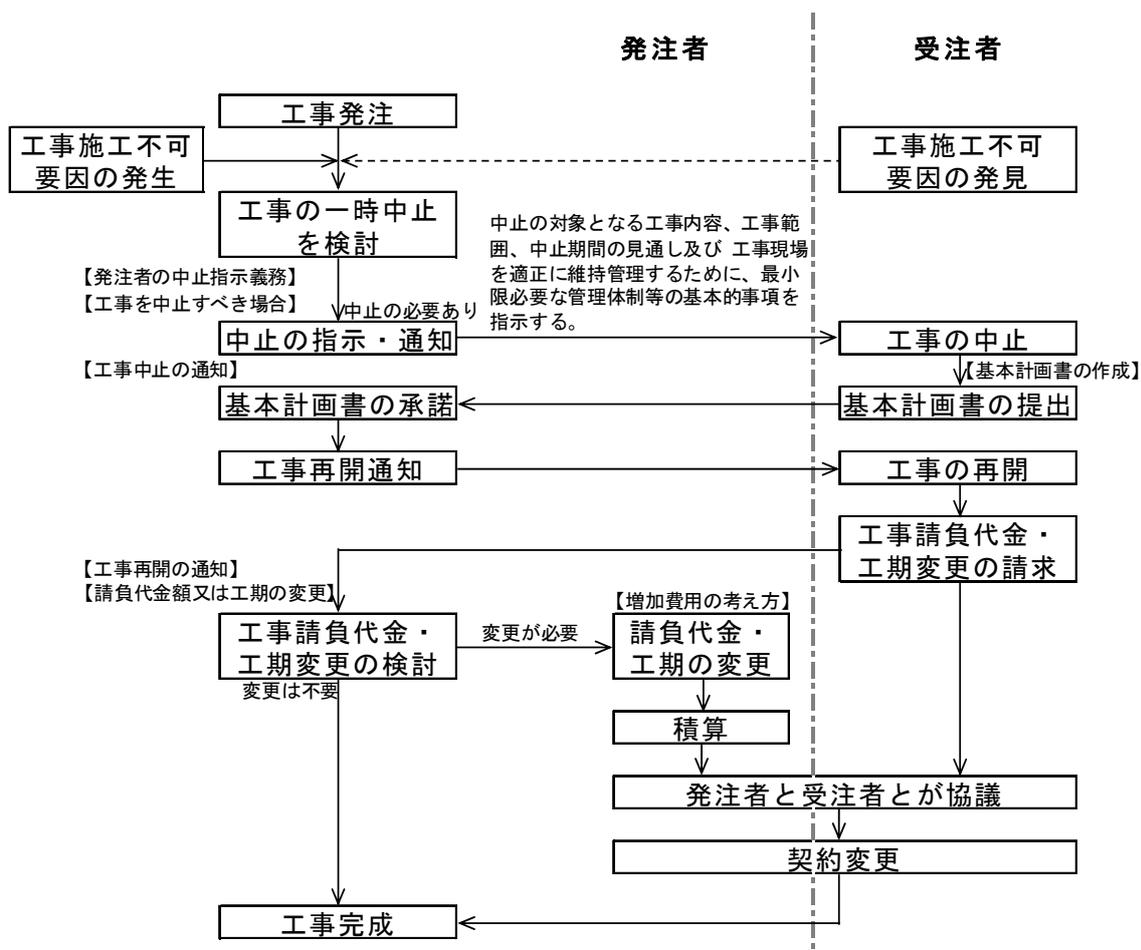
◆工事の現状及び課題

- 一部の営繕工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

- 発注者は契約書第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責めに帰すことができないものにより、工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【契約書第20条第1項】

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合。



受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態とな

る。



このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。



契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する。

このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要がある。



発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額等を適正に確保する。

注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期(※)となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

※大幅な工期延期とは、契約書（受注者の解除権）第47条1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

4. 工事の中止〔契約書の規定〕

- ◆受注者の責めに帰すことができないものにより工事を施工できないと認められる場合。

- ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときの2つが規定されている【契約書第20条第1項】。

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる【契約書第20条第2項】。

5. 工事を中止すべき場合

- ①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合（例示）。
 - ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合等。
 - ・設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
- ②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合（例示）。
 - ・地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合。
 - ・埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合。
 - ・天災等により地形等に物理的な変動があった場合。
 - ・妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合。

6. 中止の指示・通知

- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条第1項、第2項】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。
- 発注者の中止権について
 - ◇発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断。
 - ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- 工事の中止期間について
 - ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
 - ◇このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
 - ◇発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
 - ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

7. 基本計画書の作成等

- ◆ 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。受注者は、承諾を受けた計画により現場の管理を行う。
- ◇ 受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者(※)の注意をもって行う。
 - (※)「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。
- ◇ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ◇ 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

- 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を営繕工事標準仕様書に下記の内容を記載する

○ 工事の一時中止に係る計画の作成等について

- 1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
 - なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 2) 工事の施工を一時中止する場合は、前項の規定により承諾を受けた基本計画書に基づき、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

8. 請負代金額又は工期の変更，増加費用の負担

- ◆発注者は，工事の施工を一時中止させた場合において，「必要があると認められるとき」は工期若しくは請負代金額を変更し，工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

【関連事項：契約書第20条第3項】

- ◇「必要があると認められるとき」とは，客観的に認められる場合を意味する。
- ◇中止がごく短期間である場合，中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等，例外的な場合を除き，請負代金額及び工期の変更を行う。

●請負代金額の変更

- ◇一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料，直接労務費及び直接経費に係る費用は，該当する工種に追加計上し，設計変更により処理する。

●増加費用の負担

◇増加費用

暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

◇損害の負担

○発注者に過失がある場合に生じたもの。

○事情変更により生じたもの。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

●工期の変更

◇工期の変更期間は，原則，工事を中止した期間が妥当である。

◇地震，災害等の場合は，後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから，後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 中止に伴う増加費用

（平成28年3月14日付け国官技第346号国土交通省大臣官房技術審議官通達「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」から）

- ◇増加費用の算定は，受注者が基本計画書に従って実施した結果，必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき，費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- ◇増加費用の各構成費目は，原則として，中止期間中に要した費目の内容について積算するものとし，再開以降の工事にかかる増加費用については，従来どおり設計変更を行うものとする。
- ◇中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料，直接労務費及び直接経費に係る費用は，該当する工種に追加計上し，設計変更を行うものとする。

●増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合の費用

- ◇増加費用等の適用は，発注者が工事の中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し，それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

◇増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

1) 工事現場の維持に要する費用

- ・工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

2) 工事体制の縮小に要する費用

- ・工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

3) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

4) 中止により工期延期となる場合の費用

- ・中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

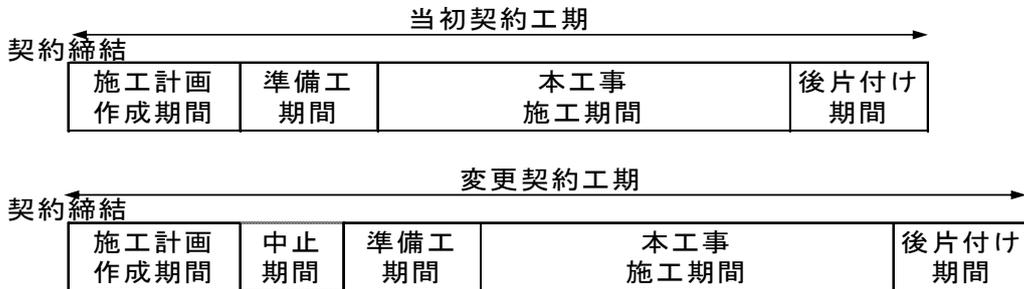
5) 工期短縮を行った場合の費用

- ・工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。



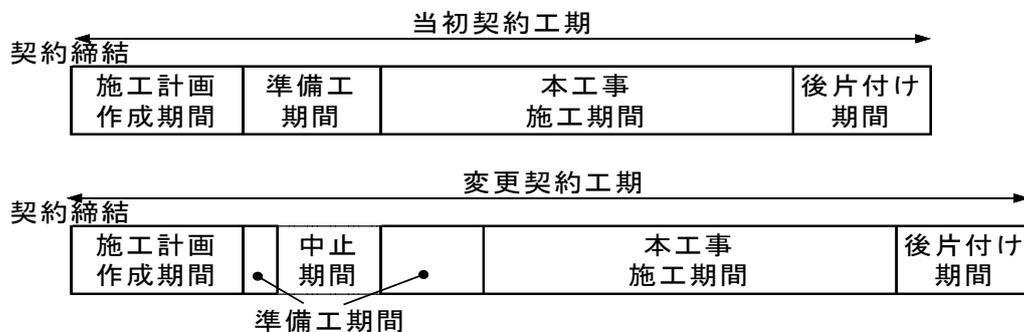
(2) 契約後準備工着手前に中止した場合の費用

- ◇契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◇発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
- ◇一時中止に伴う増加費用は計上しない。



(3) 準備工期間に中止した場合の費用

- ◇準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◇発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
- ◇増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。



●増加費用の設計書における取扱い

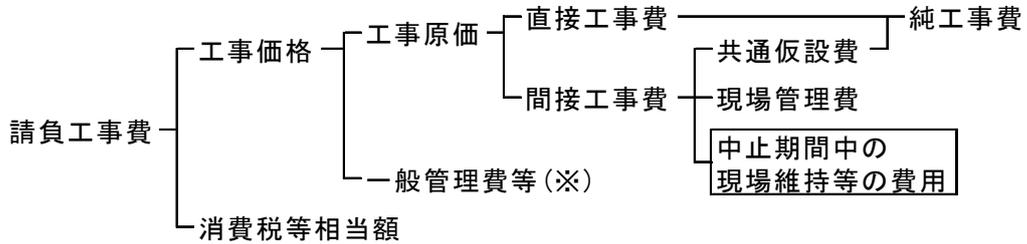
- ◇増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

●増加費用の事務処理上の取扱い

- ◇増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◇増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- ◇増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

●増加費用の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。



(※)中止に伴う本支店における増加費用を含む

IV. 參考資料

■仙台市工事請負契約約款（第7号様式：H28-12版）抜粋

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を受注者に支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

～以下、略～

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者
- 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者
- 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者
(発注者及び受注者の協議後)

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

（解除に伴う措置）

第 48 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条又は第 34 条の 2 の規定による前払金又は中間前払金の支払いがあったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額とする。）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 45 条、第 45 条の 2 第 2 項、第 45 条の 3 又は第 45 条の 4 の規定によるときにあつては、その余剰額に直近の前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延損害金約定利率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前 2 条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条、第45条の2第2項、第45条の3又は第45条の4の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

■工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）

（様式第1-1号）工事の一時中止について（通知）

（様式第1-2号）工事の一時中止の延長について（通知）

（様式第2号） 工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について
（別紙） 基本計画書（又は変更基本計画書）

（様式第3号） 工事の一時中止に伴う工事現場の維持・管理等に関する基本計画書について（承諾）

（様式第4号） 一時中止中の請負工事の再開について（通知）

（様式第5号） 一時中止に伴う増加費用について

（様式第6号） 工事請負変更協議書